



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

世界の手話言語に関する 法制度の状況

WFD 理事長 コリン・アレン
WFD 理事 カイサ・アランネ

展望



*Human rights for deaf people
including recognition of sign
language in all aspects of life*

生活のあらゆる面において
手話言語が認知されることも
ろう者の人権

はじめに

- 憲法から単独の手話言語法または手話言語を位置づける法律まで、手話言語に関する法制度にはさまざまな種類がある
- 手話言語法と国連障害者権利条約の関係
- 手話言語法 – 誰がどのように法実施を監視するのか、どんなツールや手段が使われるのか？
- 手話言語法に対する関係当局の認識と、言語的権利に対する使用者の(言語的)認識

さまざまな国の手話言語法や法制度

- 憲法で認知
- 一般言語法で認知
- 手話言語法または手話言語に関する法律で認知
- 他の意思疎通手段と一緒に手話言語法または手話言語に関する法律で認知
- 国語審議会の権限での法制度による認知

M・デ・メーデル (2015b) 手話言語の法的承認 手話言語研究, 15(4), 498–506.



法制度の種類による 手話言語の法的認知





WORLD FEDERATION OF THE DEAF

法制度の種類による手話の法的認知

法的認知の種類

- 憲法で認知
- 一般言語法で認知
- 手話言語法または手話言語に関する法律で認知
- 手話言語や他の意思疎通の手段に関する法律
- 国語審議会の承認
- 障害者に関する法律

法制度の種類による手話言語の法的認知



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

1995	ウガンダ	2005	トルコ	2010	ジンバブエ
1995	フィンランド	2005	メキシコ	2010	カタロニア(スペイン)
1995	スロバキア	2006	ニュージーランド	2010	チリ
1995	リトアニア	2006	キプロス	2011	ハンガリー
1996	南アフリカ	2006	フランドル(ベルギー)	2011	アイスランド
1996	コロンビア	2007	エストニア	2011	ポーランド
1997	ポルトガル	2007	スペイン	2011	日本
1999	ベネズエラ	2008	エクアドル	2012	ロシア
1999	ラトビア	2008	チェコ共和国	2014	デンマーク
2001	ウルグアイ	2009	スウェーデン	2015	フィンランド
2002	ブラジル	2009	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2015	セルビア
2002	スロベニア	2009	マケドニア	2015	韓国
2002	ルーマニア	2009	ハンガリー	2015	スコットランド(英国)
2002	ドイツ	2009	ノルウェー	2015	バプア・ニューギニア
2003	ワロン(ベルギー)	2010	ケニア	2016	マルタ



法律で明確に手話言語をろう者の言語であると認知する国連加盟国(自治政府を含む)を示す。通訳あるいはろう教育に関する法律の中で、暗にまたは部分的に認知している場合は含まない。

ここに示されているように、憲法で認知、一般言語法で他の言語と一緒に認知、手話言語に特化した法律で認知、他の意思疎通手段と一緒に認知、障害者に関する一般法律の中で認知等、手話言語の法的認知にはいろいろな種類が存在する。

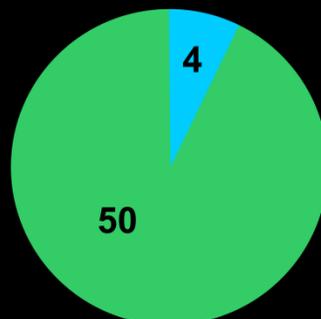
- 憲法による認知
- 一般言語法による認知
- 手話言語法もしくは手話言語の法律
- 手話言語その他のコミュニケーション手段の法律
- 国語審議会による認知
- 障害者法による認知

地域別による 手話言語の法的認知

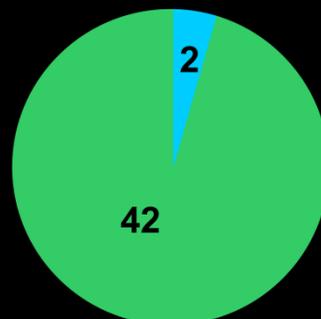


WORLD FEDERATION OF THE DEAF

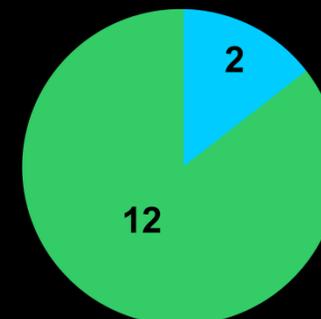
アフリカ



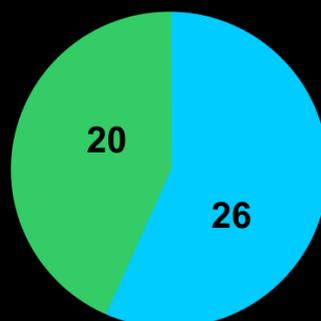
アジア



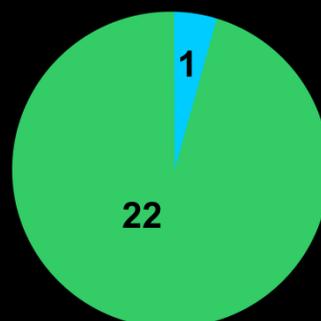
オーストラリア、オセアニア



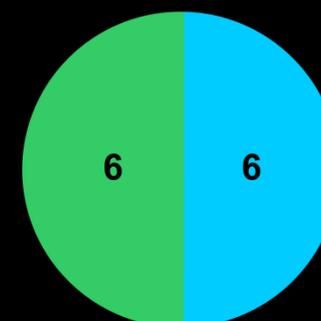
ヨーロッパ



北アメリカ^a



南アメリカ



- 手話言語を認知する国
- 手話言語を認知しない国

ここでは193カ国の国連加盟国を対象にしている

国別による 手話の法的承認

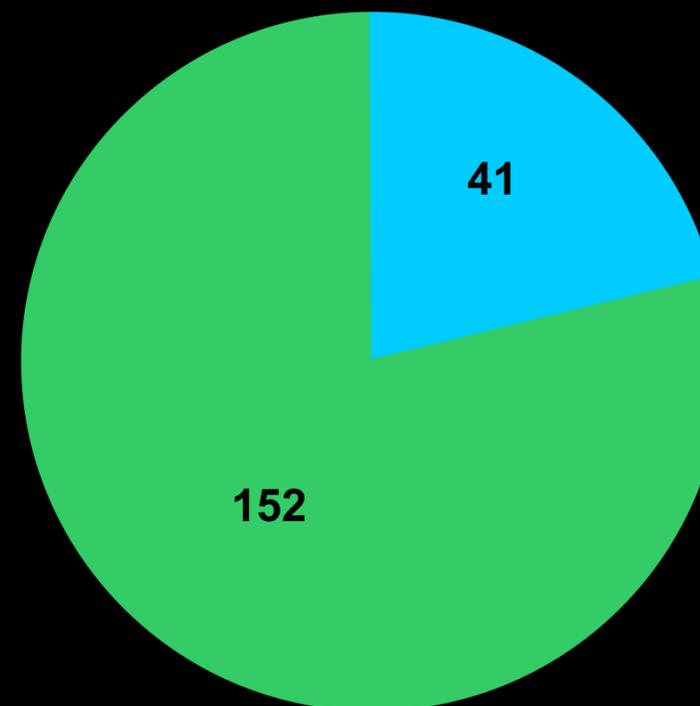
5



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

オーストリア
 ベルギー
 ボスニア・ヘルツェゴビナ
 ブラジル
 中国
 コロンビア
 キプロス
 チェコ共和国
 デンマーク
 エクアドル
 エストニア
 フィンランド
 ドイツ
 ハンガリー
 アイスランド
 日本
 ケニア
 ラトビア
 リトアニア
 マケドニア
 マルタ

メキシコ
 ニュージーランド
 ノルウェー
 パプア・ニューギニア
 ポーランド
 ボルトガル
 ルーマニア
 ロシア
 セルビア
 スロバキア
 スロベニア
 南アフリカ
 韓国
 スペイン
 スウェーデン
 トルコ
 ウガンダ
 ウルグアイ
 ベネズエラ
 ジンバブエ



- 手話言語を認知する国
- 手話言語を認知しない国

ここでは193カ国の国連加盟国を対象にしている

現状の法制度のまとめ

- 障害や平等、教育に関する法制度では、手話言語に言及しているのみである。
- 手話言語の認知は、宣言または政府の決定により認知される（明確な法的認知ではない）。
- 州または県の法制度で手話言語が言及されているが、連邦レベルではまだ認知されていない（例、米国とカナダ）。

手話言語に関する法制度と 国連障害者権利条約の関係

- 第2条 – 定義

“言語”は音声及び手話言語その他の形態の非音声言語をいう。

- 第9条 – アクセシビリティ

- 第21条 – 表現及び意見の自由並びに情報のアクセシビリティ

- 第24条 – 教育

- 第30条 – 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

フィンランドの例

- フィンランドの法制度では、1995年以降 **フィンランド憲法**で手話言語が認知されている。
- 言語を保護しようとする憲法の規定は、**関係当局の認識の欠如**により、効果がないことが判明した。
- フィンランドろう協会(FAD)の要請により、司法省は、カタイネン首相と彼が率いる政府によってワーキンググループを設置した。このワーキンググループは、フィンランドで使用される手話言語、つまりフィンランド手話言語やフィンランド-スウェーデン手話言語、これらの言語使用者の言語的環境の状況について報告書を作成した。



Markku Jokinen マルク・ヨキネン
@MarkkuJokinen

Parliament approved Finnish Sign Language Act! Hooray!

議会でフィンランド手話言語法が可決された！
万歳！



3:21 PM · 12 Mar 15

フィンランドの例 – 続き

- ワーキンググループは、フィンランド憲法やC国連障害者権利条約CRPD (2016)、均等法(2015)等を参考に新しい手話言語法案を作成した。
- 憲法委員会は、フィンランド政府が手話言語法の実施を監視し、その言語の位置と使用を促進させるべきであるとした。
- 手話言語法は2015年5月1日に発効した。



フィンランド憲法 (1999/731)

第17条 — 言語と文化の権利

言語法
(2004/433)

Sámi法
(2003/1086)

手話
言語法 (2015/359)

その他の特例法: 教育、情報、社会・保健サービス、司法、幼児期など

政府向けのガイドライン、勧告、調整



課題

手話言語法の目的

- なぜ手話言語法が必要なのか？
- 一般的な法律で当局の認識は向上するか？
- 危機にさらされているフィンランド-スウェーデン手話言語を一般的な法律で守れるか？

適用範囲

- この法律は誰と何に対して適用されるか？

他の法制度との関係

- 執行力の弱い一般法は手話言語使用者の権利を制限しうる。
- フィンランドは2016年5月に国連障害者権利条約に批准した。

定義

- 誰が手話言語を使用する者の権利を監視するか？
- 制裁措置を加える権限はあるか？

手話言語諮問作業委員会

期間	2017 – 2018 (2 年間)
目標	手話言語の現状を示し、関係者へ体系的な情報提供を確実にする
作業	フィンランド-スウェーデン手話言語使用者の全体的状況 (手話言語教育, 調査, 通訳者の利用性の現状, 場合によっては発展のための勧告)について報告書を作成し、手話言語法の実施を監視すること。
構成員	<ul style="list-style-type: none">• 司法省• 教育・文化省• 社会問題・保健省• フィンランドろう協会• フィンランド-スウェーデン手話使用者協会

検討すべき問題点

- 手話言語法と均等法の関係？
- 手話言語法と障害者権利条約の関係？
- 手話話者の言語的認識は？ 言語権の使い方についてのガイドラインが必要
- 当局の言語的認識は？ 認識を高め、手話言語の認知について国の政策に影響を与えることが必要！
- ”促進の義務”とは？ 平等の促進の義務は(国・地方両方のレベルの)公的当局すべてに適用。-しかし、どうやって..?



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

ご静視・ご清聴
ありがとうございました！